



第 2820 地区

HITACHI SOUTH ROTARY CLUB

【例 会 場】 要害クラブ TEL(0294) 36-2020
 【例 会 日】 毎週火曜日 12:00~13:00
 【事 務 所】 日立市桜川町 2-25-3 桜川第 2 ビル 201 号室
 TEL(0294) 36-5074 FAX(0294) 37-2176
 Mail: info@hitachi-south-rc.org



Weekly Bulletin
週報 No.29

■会 長 弓 野 博 司 ■副会長 荒 川 浩 信
 ■幹 事 川 村 昌 弘 ■会報委員 池 澤 健

本日の例会：令和 3 年 4 月 27 日（火） 【プログラム】 外部卓話 / 社会奉仕委員会

次 回 例 会：令和 3 年 5 月 11 日（火） 【プログラム】 卓話 / 青少年奉仕委員会

例会報告

4 月 20 日（火）12:00 開会
進行：朝日会員



会長の時間

弓野会長



会長の時間をいただきます。

コロナ禍で例会を 1 月 2 月と休会しました。3 月から再開しまして、今年初めての外部卓話となります。

日立警察署刑事課から鈴木警部、伊藤警部補、野口巡查長、茨城県企業防衛対策協議会 日立地区 工藤会長にお忙しい中お越しいただきました。

そして、(株) エヌティシー様にご協力いただき、空間除菌をしていただいています。ありがとうございます。

ご報告があります。第一分区茂木ガバナー補佐から、9 月 12 日に茨城海岸清掃を行うと連絡がありました。当クラブが担当するのは、鶉の岬海水浴場になります。皆様ご協力いただけますようお願いいたします。

今日は貴重な外部卓話です。楽しみにしています。宜しくお願いいたします。

以上、会長の時間といたします。ありがとうございました。



出席報告

小笠原委員長



ニコニコ BOX

小笠原委員長

- ◇ 本日はよろしく願い致します。
弓野会長・川村幹事・星 勝治・石川國博・小笠原邦浩・山本忠安・木本貴一・佐藤信彦・池澤 健・千葉県三・石川 悟・赤津幸作・朝日正道・荒川浩信・須田 聡・小野瀬裕・塩谷和宏・鈴木幸一
- ◇ 職業奉仕外部卓話よろしく願いいたします。
高島章行
- ◇ 先週いただいたマンゴーとてもおいしかったです。
鹿志村高道
- ◇ 本日の例会よろしく願いいたします。
千葉隆一



本日も多くの方からニコニコ BOX へのご協力 誠にありがとうございました



本日計 30,000 円

累計額 868,600 円



委員会報告

荒川会長エレクト

- 60 周年記念事業としてラジオ体操を検討しておりますので、本日、高島会員と日立市体育協会に行ってきました。協会からもご協力いただけることになりましたので、ご報告いたします。

会員数	出席	欠席	出席率	MakeUp	修正	免除
29 名	21 名	8 名	80.77%	5 名	100%	7 名



プログラム

職業奉仕委員会

千葉委員長

- これより職業奉仕委員会の外部卓話を始めます。
- 私たちが安心して企業経営が行っていくためには、安心安全な地域環境が必要です。そのためには、地域の状況を把握することも重要かと思えます。そこで最近の地域情勢、暴力団情勢や不当要求に対する対応について卓話いただきます。
- 本日は、卓話が安心して行われるよう、新型コロナウイルス感染対策として空間除菌サービスの設営協力いただいております。(株)エヌティシー 右田営業部長、ありがとうございます。



茨城県企業防衛対策協議会 日立地区 会長 工藤政幸様

- 日立地区を担当しております、工藤と申します。
- 本日、鈴木課長からお話いただく情報を各企業、または個人的に持ち帰り、活かしていただけますようお願いいたします。

外部卓話

日立警察署刑事課長

警部 鈴木紀幸様



- みなさん、こんにちは。日頃から日立南 RC の皆様には警察業務に関して大変お世話になっております。
- 今日、最近の暴力団情勢、それから不当要求に対する対応要領についてお話しさせていただきます。
- まず、暴力団情勢についてです。

- 日立警察署管内には、令和2年末現在で、松葉会系参加組織が4団体、住吉会系参加組織が1団体、絆會系参加組織が1団体と、合計6団体あり、構成員（準構成員含め）は40名を把握しております。
- 日立警察署管内での検挙は、半数が薬物事犯です。暴力団がいかにか薬物と繋がっているかが分かります。
- 近年暴力団の資金活動は、「脅しから騙し」へ形態を変えながら資金獲得活動をおこなっています。
- 次に、暴力団員やクレーマーから不当要求をされた場合の具体的な対応要領をお話いたします。
- 最初に心構えです。
 - (1) 「毅然とした態度」ははっきりとノーと言う。
 - (2) 「信念と気迫」 不当な要求には応じないという強い信念を全社員で持ち、必要以上に恐れない。
 - (3) 「冷静な対応」 大声を出されても、言葉遣いは丁寧に、感情的にならず冷静に対応してください。
- 大声を出したり、暴力をふるわれ対応できない場合は、躊躇なく警察に連絡ください。
- 具体的な不当要求対応要領です。
 - (1) 来訪者のチェックと連絡
 - (2) 相手の確認と用件の確認（車種とナンバー）
 - (3) 対応場所の選定（組事務所には行かない）
 - (4) 対応の人数（相手より多い人数で）
 - (5) 対応時間（あらかじめ時間を告げる）
 - (6) 言動に注意する（曖昧な言い方をしない）
 - (7) 書類の作成・署名・押印（署名押印は禁物）
 - (8) トップは対応させない
 - (9) 即答や約束はしない
 - (10) 湯茶の接待をしない（接待は不要）
 - (11) 対応内容の記録化（録音やビデオ）
 - (12) 機を失せず警察に通報
- これ以外のこともあると思いますし、簡単ではなく苦勞することもあると思います。事件や不当行為になる前でも構いませんので、早め早めの警察への連絡を宜しくお願いいたします。
- ご清聴どうもありがとうございました。

会長の点鐘をもって閉会。